

酒々井町飯積原山遺跡における初期莊園について

木 原 高 弘

はじめに

平成25年4月に開業した酒々井プレミアム・アウトレットが中心に位置する酒々井南部地区土地区画整理事業地は、平成7年1月に埋蔵文化財の調査が開始され、途中中断を挟みながら平成26年2月に発掘調査が終了し、整理作業は、平成27年度に5冊目の発掘調査報告書を刊行して完了した¹⁾。

事業地内には飯積原山遺跡、飯積上台遺跡、柳沢牧墨木戸境野馬土手が所在し、そのうちほぼ遺跡全域の482,389m²が調査対象となった飯積原山遺跡からは、区画溝の内側に規則的に配置された掘立柱建物跡群、「三倉」と記された墨書き土器が多数検出されたことから注目され、官衙的な機能をもつ集落、下位の役所跡などと捉えられてきた。

本稿は、整理作業の過程で得られた知見により、本遺跡が初期莊園の性格を有することが明らかになったことから概要を紹介し、所見を述べるものである。

1 遺跡の位置と概要（第1図）

飯積原山遺跡の位置する印旛郡酒々井町は、千葉県北部の中央、かつて香取海と呼ばれた印旛沼の南側に位置する。古代東海道を起源とする千葉道・香取道（現国道51号線）が通り、水路と陸路が交差する要衝の地にある。周辺は『和名抄』に記された下総国印旛郡長熊郷に含まれていたと想定されている。この地域におかれた莊園は、平安時代末期から室町時代にかけて存在した「印東莊」が知られているが、平安時代前期に遡る文献史料を見出すことはできない。

遺跡は、広い低湿地が形成された高崎川を北側に望む標高36m～38mの台地上に立地する。遺構は、台地の北端から約250m内側の北西側から入り込む谷頭部から台地東端までを中心に、8世紀後葉～9世紀中葉の区画溝約7条、堅穴住居跡77軒、掘立柱建物跡47棟、土坑20基が検出された。それより前の時代は、縄文時代中・後期の集落、台地北東端の舌状部から古墳時代中・後期の堅穴住居跡が7軒検出されたのみである。

2 周辺の主な遺跡について（第1図）

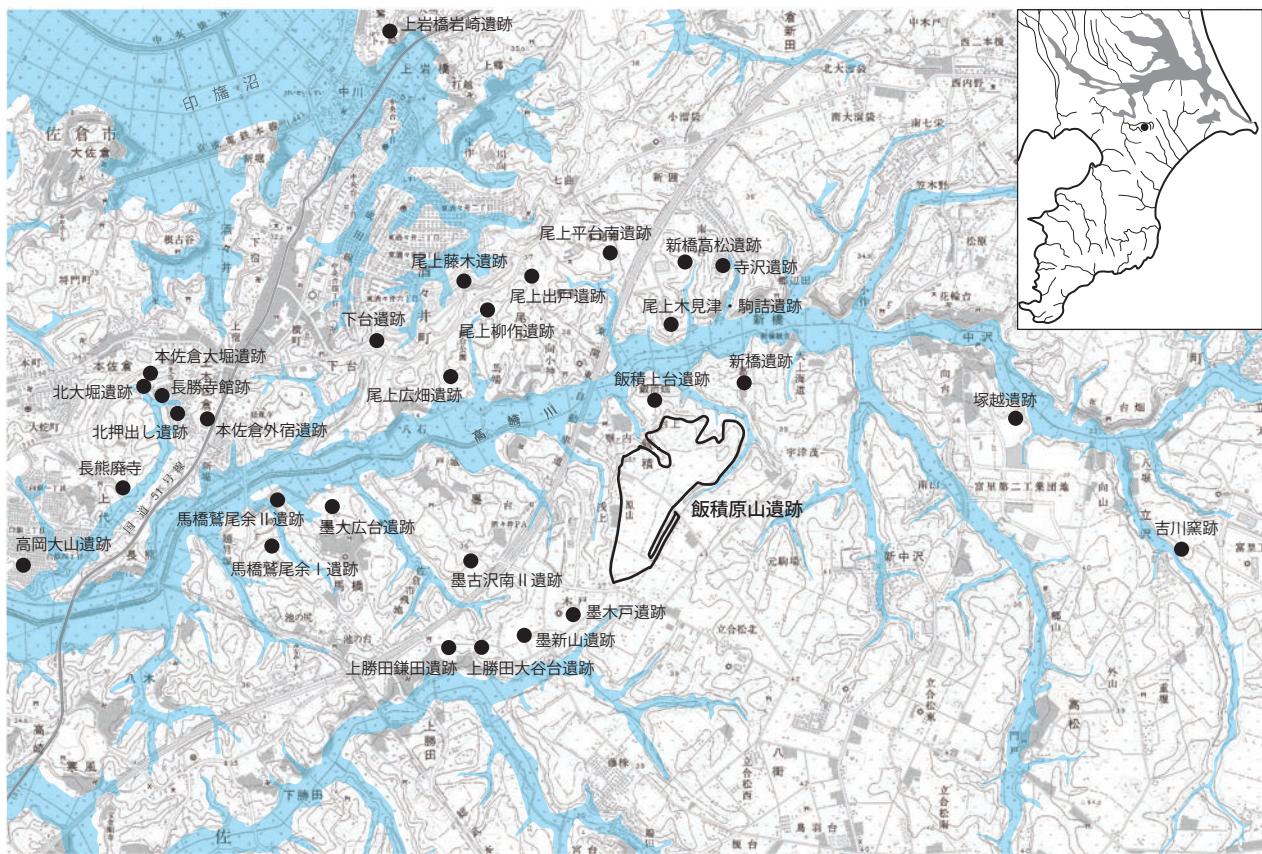
周辺の奈良・平安時代の集落遺跡を概観すると、高崎川の南岸域では、河岸段丘上に8世紀後葉・9世紀中葉の堅穴住居跡が検出された飯積上台遺跡、9世紀前葉の堅穴住居跡が検出された新橋遺跡²⁾、約1km南西の南部川北岸に9世紀前葉～中葉を中心に営まれる墨木戸遺跡³⁾・墨新山遺跡⁴⁾が所在するぐらいである。

高崎川北岸の台地は、印旛沼南岸と挟まれ、互いの谷津が近接する狭隘な台地が形成されており、双方の水系の接続が容易な地域といえる。印旛沼南岸近くでは、6世紀～8世紀中葉を中心に営まれる尾上藤木遺跡⁵⁾など、8世紀中葉～9世紀前葉に営まれる尾上出戸遺跡⁶⁾が所在する。飯積原山遺跡の対岸に位置し、その関係が重視される尾上木見津遺跡・駒詰遺跡⁷⁾（第7図）からは、飯積原山遺跡とほぼ同時期に営まれ、桁行5間×梁行3間をはじめとする掘立柱建物跡18棟、堅穴住居跡38軒、円墳を利用した祭祀跡などが検出された。遺物は二彩椀、多数の緑釉陶器、「奈野」「奈」を主体とする多数の墨書き土器などが出土した。

以上のおよそ半径2km圏内の地域では、古墳時代から平安時代まで継続して営まれる集落は知られておらず、8世紀中葉～後葉を境に印旛沼南岸域から南の高崎川流域に立地が替わる傾向がみられる。

高崎川を下った西方約3.5kmには、龍角寺系の単弁八葉三重圓文軒丸瓦が出土し、8世紀前半の創建とされる長熊廢寺⁸⁾が位置する。西側に隣接する高岡大山遺跡⁹⁾は、5世紀後半～10世紀後葉の長期に継続して営まれた集落で、400軒以上の堅穴住居跡と200棟を超す掘立柱建物跡が検出された。8世紀初頭に一列に並ぶ縦柱建物からなる倉庫群、8世紀後半に「コ」、「L」字状の官衙的な配置の建物群が出現する。郷倉及び郷家との見解が出されている¹⁰⁾。

北側の本佐倉周辺では、本佐倉大堀遺跡、北大堀遺跡¹¹⁾において規則的に配置された掘立柱建物群が検出されており、印旛郡衙の推定地と考えられている¹²⁾。



第1図 飯積原山遺跡の位置と周辺の遺跡 (S=1/50,000)

3 時期区分と遺物の概要

遺構の時期は、出土土器の様相により8世紀第4四半期～9世紀第3四半期に比定され、各四半世紀期に実年代が想定される4時期に区分した。土器群の変遷の詳細は報告書¹³⁾に譲るが、概要を記しておく。

供膳具類は、ロクロ土師器壺が主体で、非ロクロ土師器壺、下総産・新治窯産の須恵器壺が少量伴なう。非ロクロ土師器は漸次減少する。壺以外は2期に黒色処理が施された椀、3期に皿が出現する。須恵器は、3・4期は下総産が主体となる。緑釉などの高級陶器類の出土は皆無である。

煮沸・貯蔵具類は、土師器甕は常総型・在地系で占められる。須恵器甕・瓶は、供膳具類と同様に下総産・新治窯産が主体で、猿投窯産の長頸壺・大甕が加わる。下総産は4期に小型甕、丸底の大甕など多器種・法量分化が顕著となり出土量が増加する。同時期のほかの集落に比べて須恵器の大甕が多いことが注意される。

墨書・刻書土器は約260点出土している。「庄」「三」「三倉」「三寺」「寺」「主」などの遺跡・遺構の性格を示唆するものが継続して記される(第6図)。なかでも「庄」は2～4期に合計4点出土しており、莊園遺跡であることを証拠づけるものである。

土器以外の遺物は、鉄製品は刀子、鉄鎌、釘が比較的多く、農具は鉄鎌が4点、穂摘具が8点出土した。そのほかは鉄斧、鉄鍋が各1点出土した。銅製品は帶金具の裏金が1点出土した。生産に関わるものは、鉄滓、羽口、紡錘車が出土している。祭祀に関わるものは、人面の刻書が施された土製支脚が特筆される。

以上、墨書土器・須恵器の大甕が目立つ以外は、威信財と呼べるような奢侈品、官衙的な遺物は少ないといえる。

4 区画溝について(第2図)

区画溝は、滅失したものも多いと思われるが、東側は比較的遺存状態が良好である。規模は、平均すると幅1.4m、深さ30cmで、断面形は逆台形状である。途中途切れながらも東西方向に台地を貫き、長さ650m以上に及ぶ(10) SD430・(10)・(78) SD512・(65) SD001・(33) SD022・(71) SD001を基本に、南北方向の溝が交差して掘り込まれる。北東側には南から東に向かって屈折する溝が2条あり、南北方向が短い長方形の区画に分割されている。条里地割、方格地割と呼ばれるもので、公的な施設とされる¹⁴⁾。

間隔は、東西方向100m～105m、南北方向40m～58mであり、東西1町(109m)、南北30歩(54.5m)を

基本としたものと考えられる。1区画の面積は5段（5,940.5m²）に相当する。施工された範囲は、確実ではないが最大で東西方向750m、南北方向240mとみられる。遺物は2期以降のものしか出土していないが、園宅地の開発に伴い1期から掘削が開始されたものと思われる。

5 建物群について（第2図、第1表）

掘立柱建物跡の集中箇所は3か所あり、東部を第1建物群、東南部を第2建物群、中央部を第3建物群とした¹⁵⁾。

第1建物群－庄所－（第3図、第1表）

高崎川の支谷に接する台地東端に位置する。桁行2～5間の掘立柱建物跡29棟、竪穴住居跡3軒が東西約80m、南北45mの長方形の範囲に方向を揃え、重複しながら分布する。南東隅側は調査区外に及んでいるが、建物が築かれたのは現表の標高34m付近までと思われ、もう2棟程度が存在する可能性がある。建物群の領域は、空白域を挟み、北・西方は区画溝、南東側は斜面際までと思われる。このように周囲の竪穴住居跡群からの隔絶性が高く、整然とした配置の建物群は、絵図に描かれ、北陸地方などの莊園遺跡において検出された庄所・庄家に類似している。

庄所は莊園經營の拠点であり、「莊使」（「田使」「莊長」）が駐在し¹⁶⁾、政務を担う中核的な建物である主屋、付属する脇屋などと、収穫物を貯蔵・管理する穀倉・穎屋、各種用具等を保管する納屋などの施設によって構成される。庄所の重要な機能として生産物の輸送が伴い、北陸地方の莊園遺跡では、河川・運河などの港湾施設と一体になるような構造もみられる¹⁷⁾。第1建物群の東側の谷津は、北側に約1.2km下ると高崎川に合流する。台地縁辺に立地するのは、舟運による物資輸送を行うのに便利であったためと思われる。

掘立建物跡は、2棟を除いて単純な側柱建物である。棟筋の方向は、東に振れる区画溝の方向と同じA型、西に振れるB型、正方位のC型に区分でき、B型・C型は重複関係から前期と後期に分け、配置を変えて建て替えられながら3時期にわたって営まれたものと想定した。各期には1軒ずつ大型の竪穴住居跡が伴い、その出土土器を根拠にA型・B型前期を2期、B型後期・C型を3期、C型後期を4期に比定した。

構造・規模などから用途が判明する建物を抽出したい。主屋は各期における最大規模の建物とした。2期は、西側に位置する4間×2間の（10）SB516（35.2m²）、3期は同じく（10）SB514（43.2m²）、4期は中

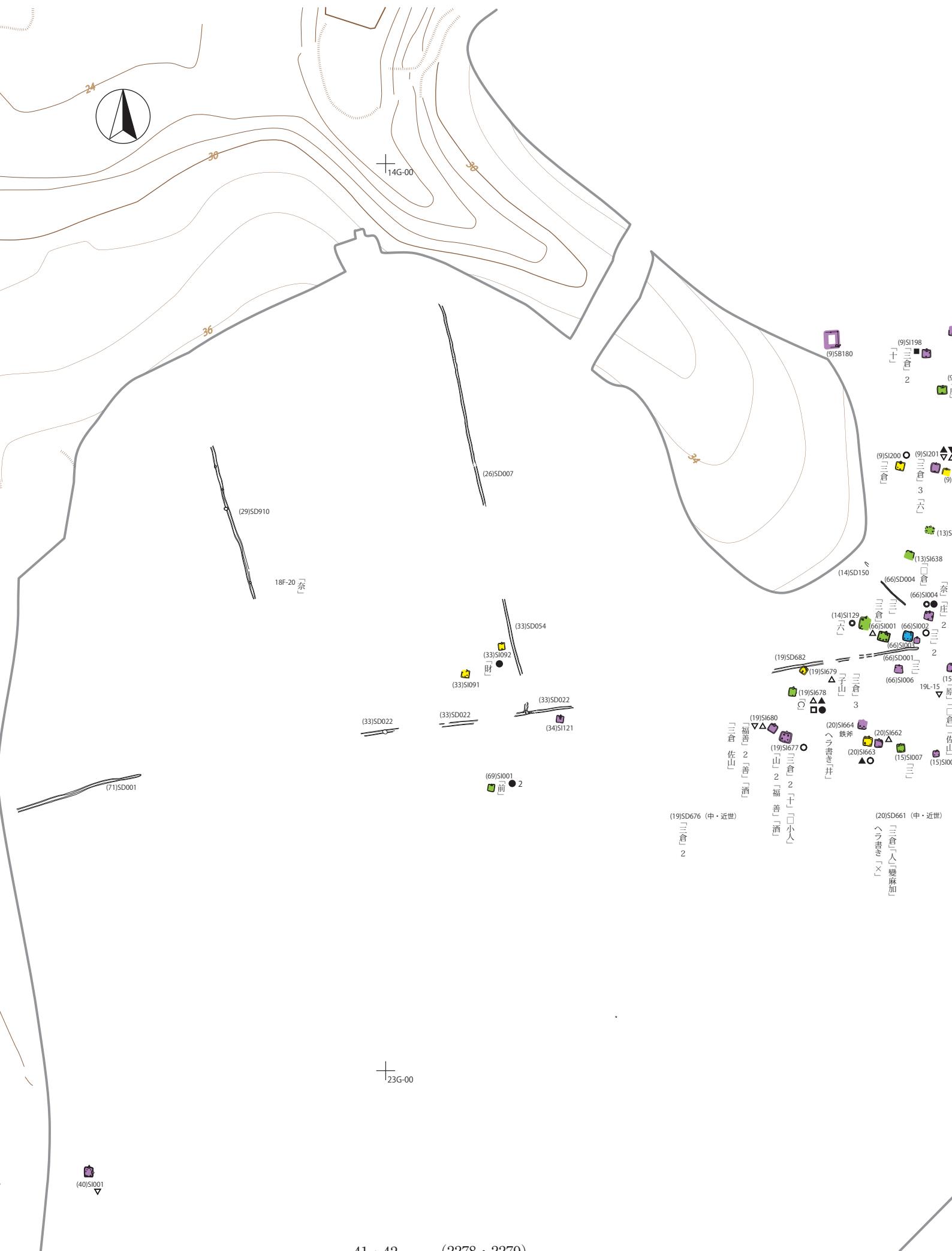
央付近の4間×3間の床束建物（10）SB441（36.3m²）である。いずれも桁行側の一方に前庭とみられる空閑地が形成されている。

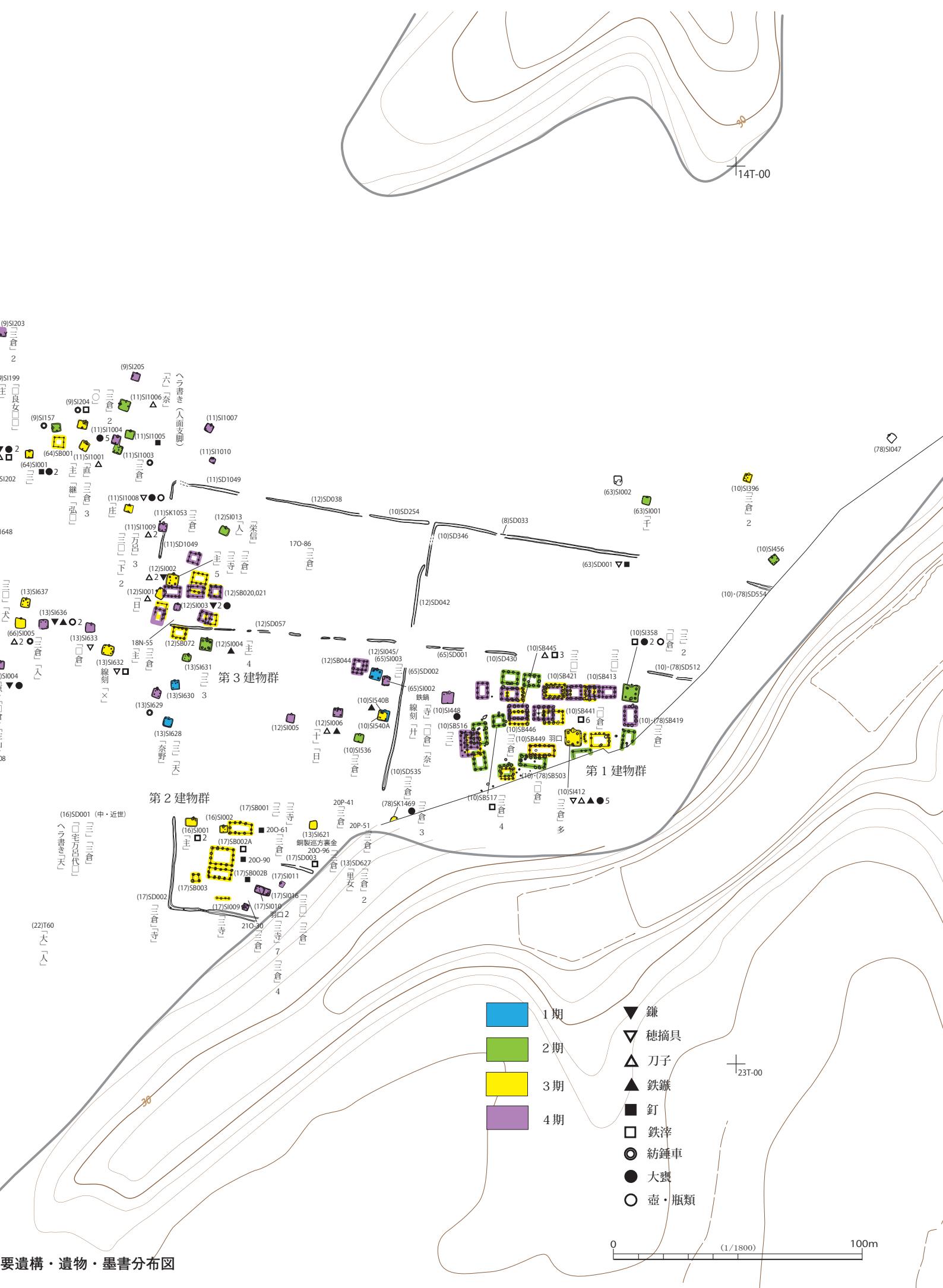
稻をはじめとする穀物を収納した穀倉・穎屋は、総柱式の高床式倉庫が存在しないことから、側柱式建物であったと考えざるを得ない。土間ないし低床の側柱建物倉庫は「屋」と呼ばれる正倉院文書の正税帳に記された「屋」に収納された穀物のほとんどは、穗首で刈り取ったままの穎稻であった。平安時代前期までの稻の調整方法は、未脱穀の稻を堅臼に入れ、杵で搗いて脱穀と精白を同時にすることがとられていた。公出拳にあてられた種粉も、穀化すると早稻・晚稻の弁別が困難になることから穎で蓄積された。穎稻は高床式倉庫である「倉」にも納められたが、専ら「倉」に納められた穀は、律令国家の備蓄政策から要請された形状であり、集落社会では無縁のものであったとされる¹⁸⁾。

どの側柱式建物が穎屋に該当するのかは炭化米などの検出記録がないため判断が難しい。莊園遺跡・官衙などの調査事例をみると、倉庫建物は同一形態・規模の建物が棟筋を揃えて配列されることが多いことから、棟数が多い柱間数の建物のうち、配置から他の用途が推測されるものを除いた3間×2間の小型の18.1m²～19.3m²の3棟、同じく大型の21.9m²～28.2m²の4棟、4間×3間で30.9m²・32.7m²の2棟、東西方向に長い3間×3間の（10）SB436（29.3m²）が候補と考えられる。これらを『和泉監正税帳』『東大寺領越前国桑原庄庄券』に記された柱間数と規模¹⁹⁾と比較すると、3間×2間は23.4m²と27.5m²の建物の記載があり、上記の大型の4棟が最も近いといえる。4間×3間、3間×3間の建物の記載はないが、4間×2間で30.9m²の建物の記載があり、規模のみをみれば上記の4間×3間、3間×3間の建物も可能性があると思われ、各期に2～3棟の穎屋が存在したことになるであろう。

馬小屋・厩舎と考えられる建物は2棟ある。3期の4間×3間の（10）・（78）SB504は、北東隅に尿溜めとみられる土坑がある。床面は北に向かって下っている。尿溜めに尿を導き、横になった馬が起きやすくなるための傾斜とみられる²⁰⁾。南西側・南側柱列の柱間は2間分あり、馬の出入り口と想定される。西側のピット列は馬を繋ぐための柵である。南西側に位置する2期の（78）SB200も床面が傾斜しており、柱間寸法が均等ではないため、馬小屋の可能性がある。

4期の総柱建物（10）SB515は、高床式倉庫ではな

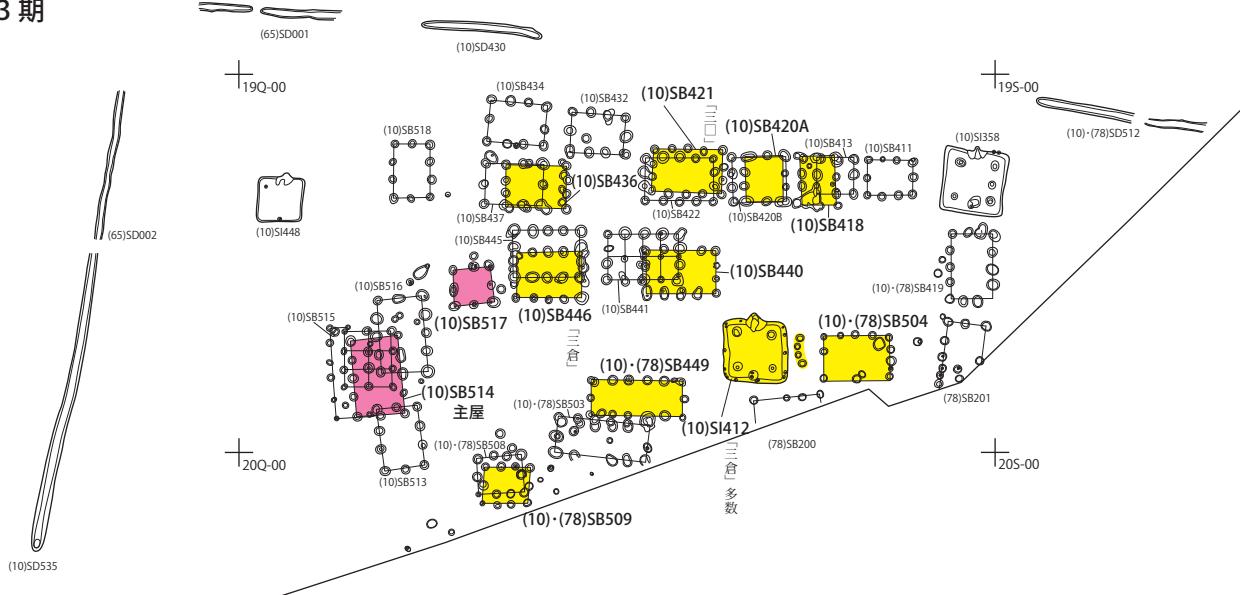




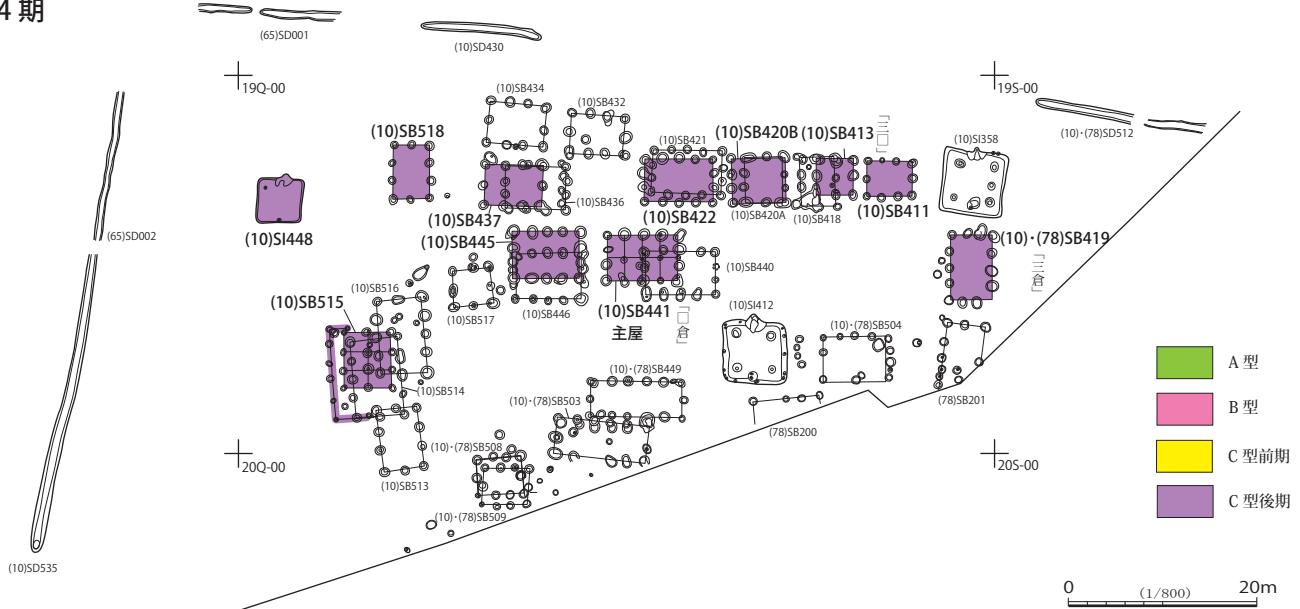
2期



3期



4期



第3図 第1建物群－庄所－

く、西側に身舎と一体となった廂が付された建物と考えられる。内部は柱によって仕切られ、東西2間×南北1間（奥行約2.6m、幅約2m）の個室を3か所もつ。西側の外周を巡るピット列を含めると、厩舎遺構及び付設される馬繋ぎ柵に類似している²¹⁾。

堅穴住居跡は、3軒とも各期で最大である。3期の（10）SI412（43.6m²）は大型のカマドを備え、須恵器大甕が4個体以上出土している。大甕は酒等の醸造や貯蔵に用いられたと考えられている²²⁾。「三倉」銘の壺も大量に出土しており、庄所で催される饗宴など多人数への給食を行う竈屋的な機能をもつものと思われる。2期の（10）SI358（45.2m²）、4期の（10）SI448（21.1m²）も同様であろう。

次に、各期の建物構成と変遷をみていきたい。

2期は、掘立柱建物跡9棟、堅穴住居跡1軒で構成される。全体で東西67m、南北42mの粗な「ロ」字状の建物配置をなす。

主屋（10）SB516の南側に脇屋（10）SB513が並び、北東側に2間×2間、南東側に3間×2間の正方形に近い建物が左右対称に配置され、前庭を囲む。南側には続いて5間×2間の長舎建物の脇屋（10）・（78）SB503が並ぶ。（10）・（78）SB503からは、「三倉」墨書きを含む土器が比較的多く出土し、前庭に接する中央付近に位置することから、儀式・饗宴の場の可能性を考えられる。上記の建物群は、郡庁の構成に類似し、整った「コ」字状に配置されている。

北側には、3間×2間の頬屋2棟が棟筋を揃えて配置される。続く北東側は建物が存在せず開かれている。東側には、竈屋（10）SI358、3間×2間の南北棟（78）SB201が配置される。南東側の（78）SB200は、前述のように馬小屋の可能性が高い。馬は物資の運搬に用いられていたものと思われ、この南側の緩斜面下に船着き場が遺存している可能性がある。

3期は、掘立柱建物跡11棟、堅穴住居跡1軒に増加し、4間×3間の建物が現れる。範囲は東西58m、南北38mと狭く、密な「ロ」字状に配置をなす。

主屋（10）SB514は、南西側にやや離れて建て替えられる。南東側の3間×2間の（10）・（78）SB509は2期と同じ場所に建て替えられるが、前庭を挟んで北側に対応する（10）SB517は3期の遺物が多く出土しているため2期から継続している可能性が高い。5間×2間の長舎は建て替えられやや北西側に移動する。

北側の前列の（10）SB517に東側に隣接する4間×3間の2棟は、前庭を囲んでいることから主屋に付属

する脇屋、後方の（10）SB436、（10）SB421が頬屋とみられる。この前後2列の東西2棟間は約6m～8m間が空いており、前庭への通路であった可能性が考えられる。

東側は、前庭に接して竈屋（10）SI412、馬小屋（10）・（78）SB504と西側に馬繋ぎ柵が配置される。

4期は、掘立柱建物跡10棟、堅穴住居跡1軒で構成される。全体の配置は、2・3期までの配置と大きく異なり、東西78m、南北30mの南面する横長の2列に分布する。前庭の南側は遺構が存在せず、谷側に開放的となる。2・3期にあった長舎建物が存在せず、前庭をより重視する構造となるのは、郡庁の変遷と同じ傾向を示す。竈屋（10）SI448が2・3期に比べて小規模となるのは、儀式・饗宴などへの参列者が限定されるようになったためと考えられる²³⁾。

前列は4間×3間の床東建物の主屋（10）SB441と西側に脇屋（10）SB445が棟筋を揃えて並ぶ。後列は、西から竈屋（10）SI448、間を空けて3間×2間の南北棟（10）SB518が新たに建てられ、（10）SB437は西側に建て替えられる。間を置いて4棟が北側の軒を揃えて並ぶ。（10）SB518・（10）SB437・（10）SB422が頬屋とみられる。南西側の（10）SB515の厩舎、東端の（10）・（78）SB419は南北方向に配置され、「コ」字状を形成する。

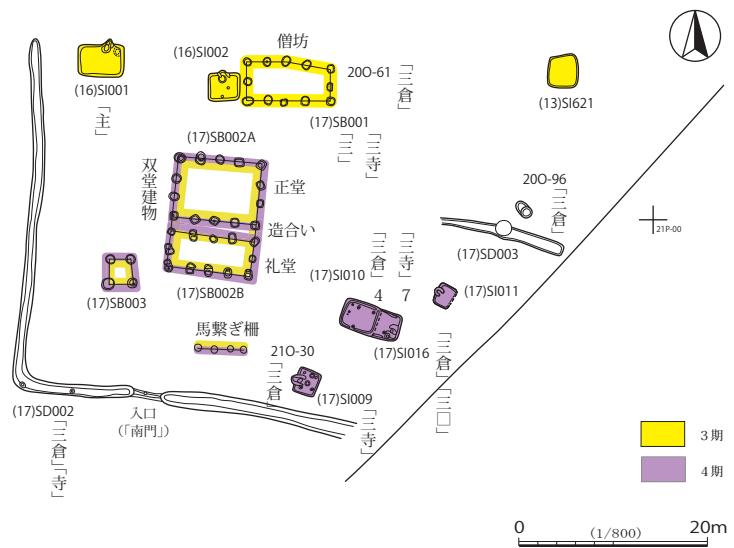
以上から、群衆の建物配置とその変遷に類似していることが指摘できるが、それは国家権力と一体化した莊園所有者が地方行政機構を介して在地の農民を管理した点において、庄所・庄家が群衆と本質を同じくしていたためと考えられる²⁴⁾。

墨書きは、「三」「三倉」のみが出土する。「三」は底部外面に記され、漸次減少する。天皇・宮廷に関するものが多い接頭辞である。遺跡全体からは最も多い約80点が出土している。ミヤケと音読し、庄所・庄家を表す「三宅」と同意と考えられる。

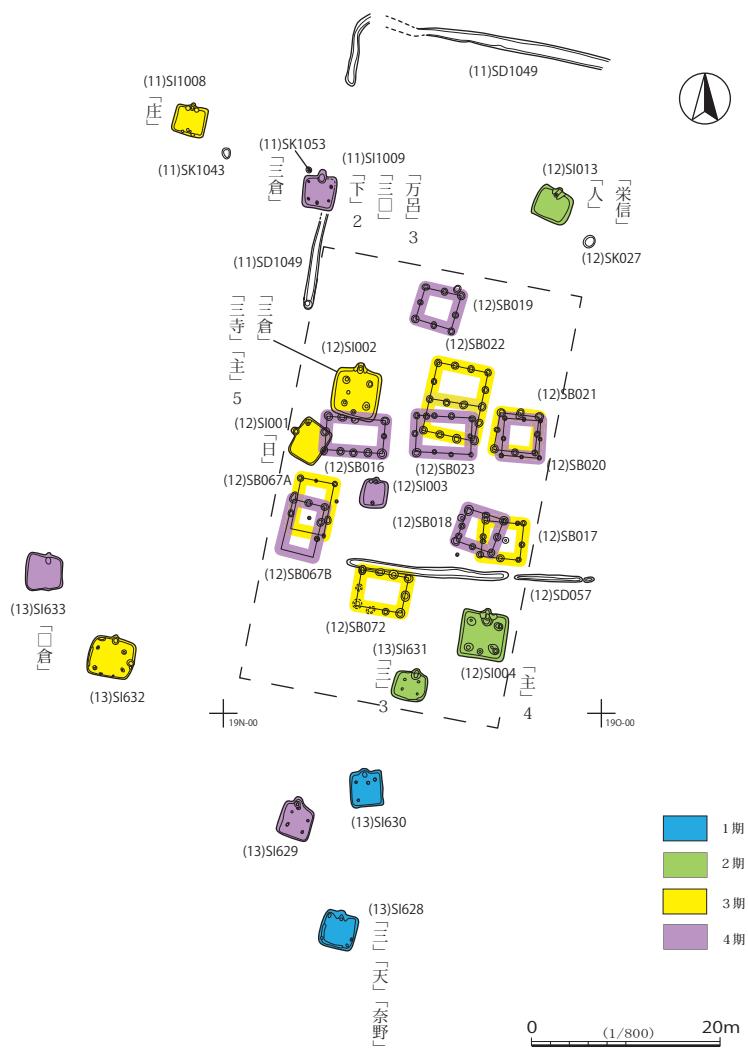
第2建物群－寺院－（第4図、第1表）

東南部の台地縁辺に位置する。掘立柱建物跡4棟、堅穴住居跡6軒が分布する。南西側はL字状の溝により区画される。領域は台地縁辺までの南側40m、北側80m、南北40mほどである。

掘立柱建物跡はいずれも側柱建物で、柱穴の掘方は方形を基本とし、格式の高い建物であることが窺える。中央付近には、桁行4間の双堂建物が位置する。寺院建築に多くみられる形式で、4間×3間の（17）SB002Aは正堂、4間×2間の（17）SB002Bは礼堂



第4図 第2建物群－寺院－



第5図 第3建物群－居宅－

である。礼堂の南側が正面である。主軸方位は東に振れている。礼堂は建て替えがなされている。(17) SB002の北東側後方には東妻側が短い4間×2間の僧坊(17) SB001、南西側の1間×1間の(17) SB003は、掘方径が大きく、深いことから塔とみられる。(17) SB002Bの礼堂の南東側の柵列は、馬繋ぎ柵であろう。いずれも正方位で配置されている。

堅穴住居跡は、一辺2mにも満たない小規模なものや長方形のもので占められ、明確なカマドを持たないものもある。(16) SI001からは鉄滓、(17) SI010・SI016からは羽口、(13) SI621からは銅製帶金具の裏金具が出土している。寺院の造営や營繕のために設けられた工房群とみられる。僧坊の西側の至近に位置する(16) SI002は竈屋と考えられる。北側に位置する3軒は3期、南東側の台地縁辺に沿って位置する3軒は4期に属するものである。

東・南を囲む溝(17) SD002は、断面形は内側に段を有し、北側の区画溝と異なる。南側の溝の双堂建物の延長線上は浅くなっている、出入り口部と考えられる。西側の溝は正方位に向き、南側の溝は南に振れている。双堂建物の桁行方向と平行関係にある。南東側は調査区外に続く。遺物は3・4期の土器が出土した。北側は近世の道路状遺構があり、溝の存在を確かめることはできなかった。

掘立柱建物の時期は、区画溝・堅穴住居跡の方向からみて、主軸が東側に振れた双堂、正方位のその他の建物は3期に築かれ、礼堂は建て替えられながら4期まで存続したものと考えられる。

墨書は、「三寺」(第6図17)「寺」「三倉」「主」が出土しており、第2建物群が寺院跡であることは確実である。

第3建物群－居宅－(第5図、第1表)

遺構の集中域の中央に位置し、桁行2~4間の掘立柱建物跡9棟、堅穴住居跡7軒が分布する。2~4期に営まれたものである。領域は、西側が区画溝(11) SD1049延長線上までの南北46m、東西約28mの範囲である。

2期は(12) SD057の南側の区画に堅穴住居跡2軒で構成される。北側の(12) SI004は24.3m²で、第1建物群の(10) SI358に次いで大きい。3・4期は北側に移動し、堅穴住居跡群の東側に位置する。掘立柱建物が主体となる。2期の堅穴住居跡2棟のグループから継続すること、主屋・副屋・倉などの掘立柱建物跡5棟以上が中庭を囲んで方形の官衙風に配置される

ことから、有力層・豪族の居宅とみられる²⁵⁾。

掘立柱建物跡は方位から、やや東に振れるA型、A型よりさらに東に振れるB型、ほぼ正方位のC型に分類した。新旧関係及び棟筋を同じくする堅穴住居跡の時期を根拠にA型を3期、B型・C型を4期と捉えた。

3期は、掘立柱建物跡5棟、堅穴住居跡2軒が中庭を囲んで「ロ」字状に配置され、居宅と呼ぶにふさわしい構成となる。主屋は、北側の中央に位置する南北棟(12) SB022で、4間×3間の梁行側が7mを越える群中最大の建物である。中央に2か所の柱穴を有し、側柱より浅いことから間仕切りを支える柱穴とみられる。西側には竈屋とみられる大型の堅穴住居跡(12) SI002(26.3m²)、東側には2間×2間の建物が並ぶ。西側には隅カマドをもち、工房とみられる長方形の堅穴住居跡(12) SI001、続いて西・南側に3間×2間の建物、東側には高床倉庫とみられる2間×2間の総柱建物跡(12) SB017が囲む。

4期は、掘立柱建物跡6棟、堅穴住居跡1軒で構成される。南側の建物がなくなり、第1建物群と同様に南面する「コ」字状に配置される。主屋は中央に位置する最大規模の3間×2間の(12) SB023である。主屋の西側には4間×2間副屋が南側の軒先を揃えて並ぶ。東側の2棟の2間×2間の建物、南西側の3間×2間の建物は、位置をずらして建て替えられる。堅穴住居跡は、広場内に小規模な(12) SI003が位置する。

墨書は、2・3期に「主」(第6図6・10)がまとまって出土しており、第3建物群の性格を表す文字とみられる。「戸主」「宅主」「田主」「主家」などのほかに、初期荘園が在地有力層から任用された郡司の協力のもとに經營されていたことを重視すると、郡司の中の三・四等官の職名である「主政」「主帳」を略記している可能性がある。施釉陶器などの威信財の出土が少ないので、そのような下級の官人が居を構えていたことを物語るのかもしれない。

3期の(12) SI002から「三寺」(第6図12)、第2建物群の(16) SI001から「主」が出土しており、第3建物群が寺院の造営に関わったことを示している。

6 集落の変遷について(第2図)

堅穴住居跡群を中心に各時期の遺構・遺物の分布状況及び変遷についてみてみたい。

1期(8世紀第4四半期)

堅穴住居跡群は5軒で、規模は東側の(12) SI045/(65) SI003が約20.6m²で最大で、ほかは12.5m²~11.9m²である。西側の高崎川低地に通じる谷近くに1軒、

後の第1建物群の西隣の区画の東側と西側に空閑地を挟んで2軒ずつ分布し、3グループに分かれる。墾田・園宅地の占定・開発を担ったものと思われる。いずれも区画溝の近くに建てられており、区画内は宅地よりも園地・耕地が主体の景観が想定される。東側のグループは後の第1建物群に隣接することから、その造営・管理に関わったのかもしれない。中央のグループは第3建物群に連続する可能性がある。

遺物は、各グループのうちの1軒から墨書「三」（第6図1）が出土している。中央付近に位置する（13）SI628からは、「奈野」（第6図2）が出土しており、尾上木見津・駒詰遺跡が開発に関与していることを示唆している。

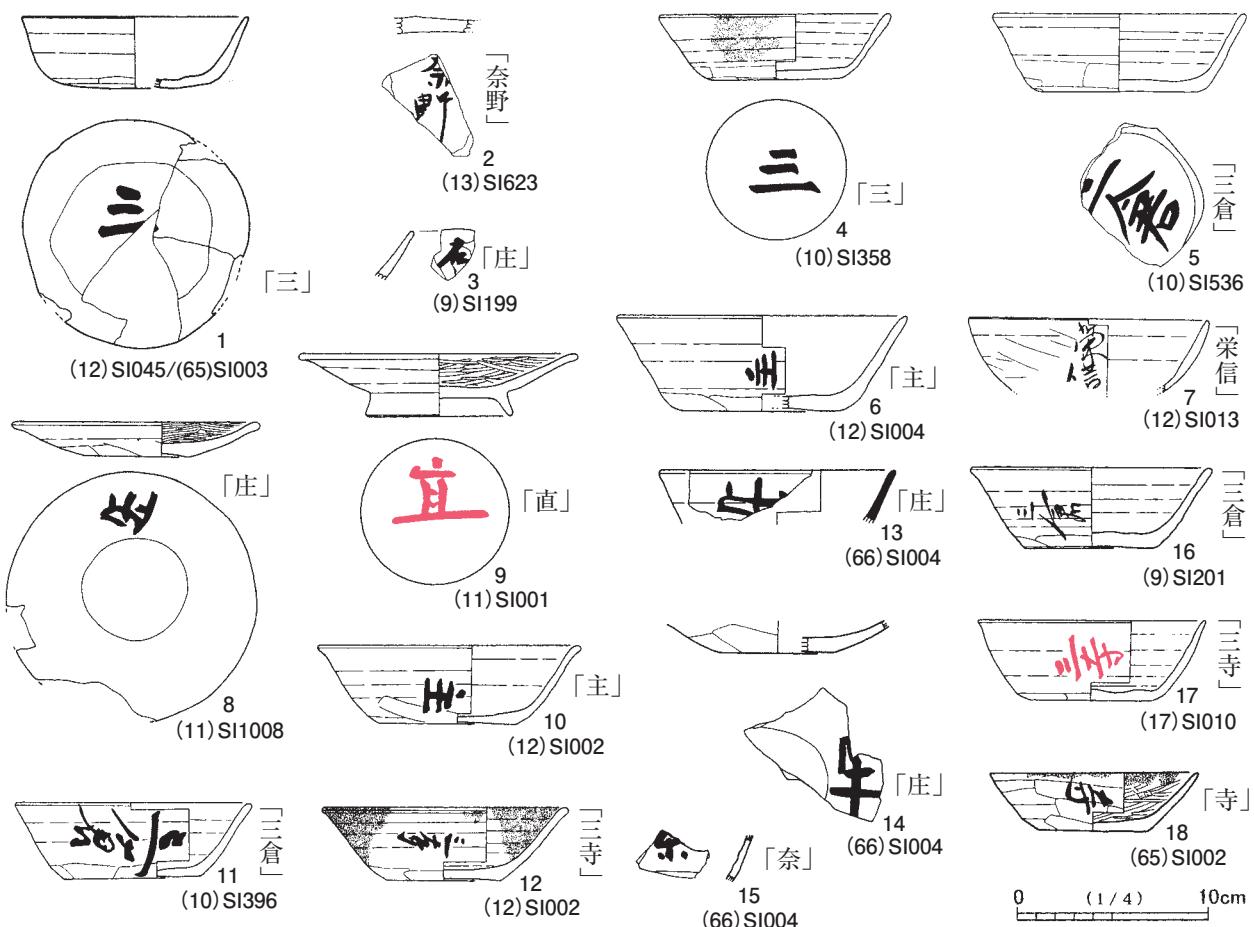
2期（9世紀第1四半期）

南東側の区画に官衙的な建物配置をなす第1建物群（庄所）が創設され、荘園が成立する。区画溝は掘削が完了したとみられ、遺構配置は区画に規制された傾向を示す。豎穴住居跡は、建物群に属さないものは16軒と増加する。規模は、中央南側の（14）SI129が約23m²と大きく、ほかは10.4m²～11.9m²である。

1期で営まれた3か所のグループは、継続して2軒ずつ営まれている。第3建物群の北側の1軒、北西側の5軒、西側の谷頭部の2軒が加わり、1～3軒で1グループをなし、広場を取り囲み円形に分布する。この一帯は遺跡内でも標高が高く、接する谷は墾田が営まれたと考えられる高崎川低地に通じており、稲作を営むには居住地として好適地といえる。新たに出現したグループは、立莊を契機に荘園の労働力として入植した農民によって形成されたものであろう。

遺物は、鉄製品は合計8点と少ないが、刀子、鉄鎌、釘などが出土している。紡錘車は合計3点出土しているが、製糸・紡織が荘園の特産品生産の性格をもつ可能性は低いと思われる。

墨書は、「庄」（第6図3）、「三倉」（第6図5）が立莊とともに出現する。「三」は継続して出土する。（11）SI1006からは「奈」も出土している。第3建物群の北側の（12）SI013からは、僧侶の名とみられる「榮信」（第6図7）が出土しており、第2建物群の寺院が造営される前から、僧侶が活動していたことがわかる。東大寺領越前国桑原荘では、郡散仕の阿刀僧が



第6図 墨書土器

賃租農民からの収納物の勧受にとどまらず、開溝・渡樋・開田の計画等に関与するなど、田使とともに庄所の運営に重要な役割を果たしていたことが知られている²⁶⁾。

(9) SI199からは、神への奉獻を表した多文字が記された墨書土器が出土した。(11) SI1006からは人面の刻書を施した土製支脚が出土するなど、この時期の神仏への信仰の盛行を示している。これらが出土した北辺は祓いの場であったのであろう。ほかには「三」「六」「千」「前」「入」などが出土している。

3期（9世紀第2四半期）

第2建物群の寺院が創建される。(12) SI013の僧侶は、第2建物群の僧坊に移動したと考えられる。第3建物群は北側に移動し、掘立柱建物跡主体の構成となる。

東西を貫く区画溝は、中央西寄りの(19) SI679、第3建物群の(12) SB072に切られており、区画施設として維持されていないことがわかる。

堅穴住居跡は、建物群に属さないものは15軒で、規模は9.7m²～18.4m²である。各グループは基本的に2期と同じ区画内における配置が踏襲され、第3建物群を中心に約半数の堅穴住居跡が北西の谷側に開いた馬蹄形にまとまる。このような配置は、労働力の結集と集団の紐帶の強さを物語るものとされる²⁷⁾。

北側には、2間×2間の掘立柱建物跡(64) SB001が3軒の堅穴住居跡に取り囲まれるように建つ。柱穴が小さく、納屋などの比較的簡易な建物と思われる。

遺物は、鉄製品は総数22点と増加し、第1建物群の(10) SI412、第3建物群の(12) SI002から比較的まとまって出土している。農具は3期から出土し、鎌は第3建物群の(12) SI002から1点、穂摘具は、第3建物群に近い北側の(11) SI1008、南側の(13) SI632から1点ずつの出土で、いずれも保有者が限られていたとみられる。鎌を持つ有力者を中心に、共同で耕営に従事する集団が北と南に分かれ、それぞれが穂摘具をもつ有力者に近い同族などに統率されていたようみえる。紡錘車は北と南から1点ずつ出土している。

墨書は、「三倉」(第6図11)が最も多く、「三」も含めると半数弱の堅穴住居跡から出土する。「主」は第3建物群のほかに北西に位置する(11) SI001、第2建物群内の鍛冶工房(16) SI001から1点ずつ出土している。(11) SI001からは朱書の「直」(第6図9)、「継」「弘□」なども出土している。「直」は国造に与

えられる姓の一つであり、後裔の郡司層に直姓が多いといわれ、第3建物群の有力層の一族であろう。ほかには「庄」(第6図8)、「子山」「財」「人」などが出土している。

4期（9世紀第3四半期）

堅穴住居跡は、建物群に属さないものは25軒で、各期を通して最多となる。規模は4.42m²～19.9m²である。第3建物群を中心とする北西側の堅穴住居跡群は、明瞭な馬蹄形の分布が崩れ、分散する状況がみられる。分布の北側では3期の6軒から7軒と変化は少ないと、南側は6軒から11軒と増加傾向が顕著である。遺跡の西端には単独で(40) SI001が新たに営まれる。

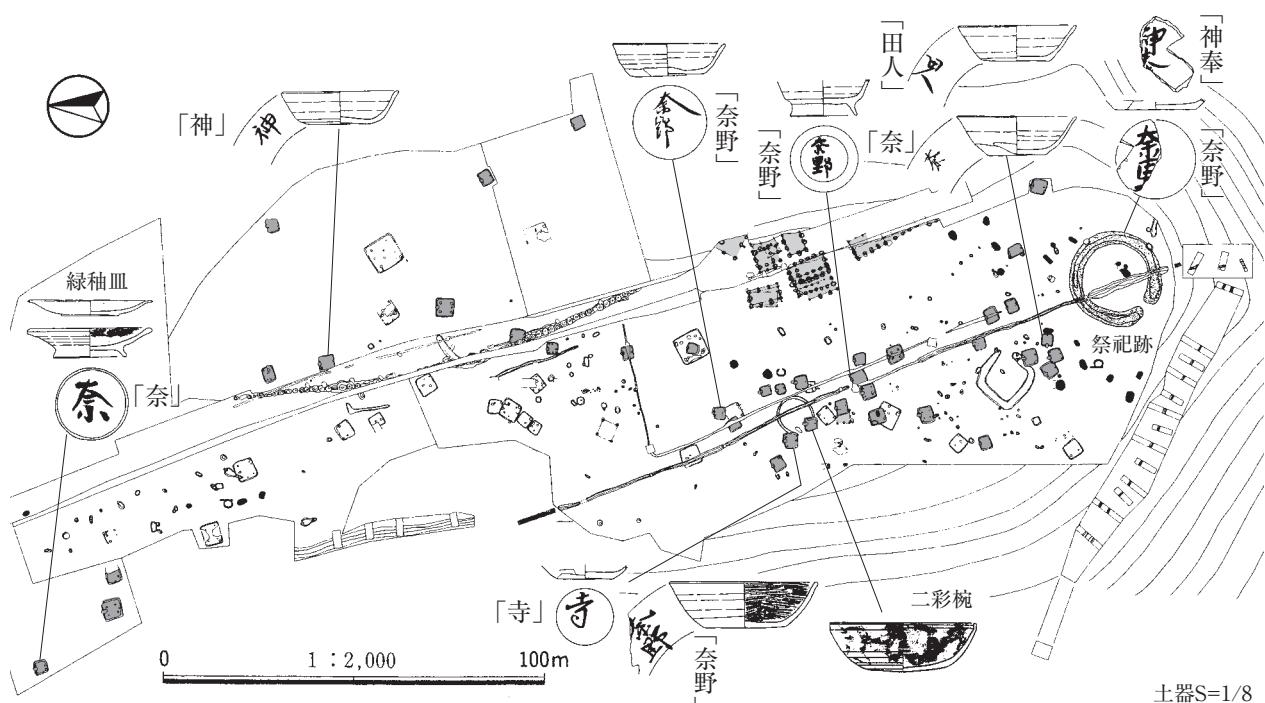
第1建物群の西側の区画では、北東隅付近に幅広の二面庇が付いた2間×2間の掘立柱建物跡(12) SB044と(65) SI002のグループが営まれる。(65) SI002から「寺」の墨書が記され、灯明皿に用いられた壊(第6図18)、鉄鍋または香炉片が出土しており、(12) SB044に付属する竈屋とみられる。第2建物群の僧房(17) SB001と竈屋(16) SI002から遷移したものと推測される。

北西側の谷に近い2間×1間の(9) SB180掘立柱建物跡は、柱穴が小さいことから簡易な建物であったと思われ、納屋か農耕で使用する牛小屋などが想定される。

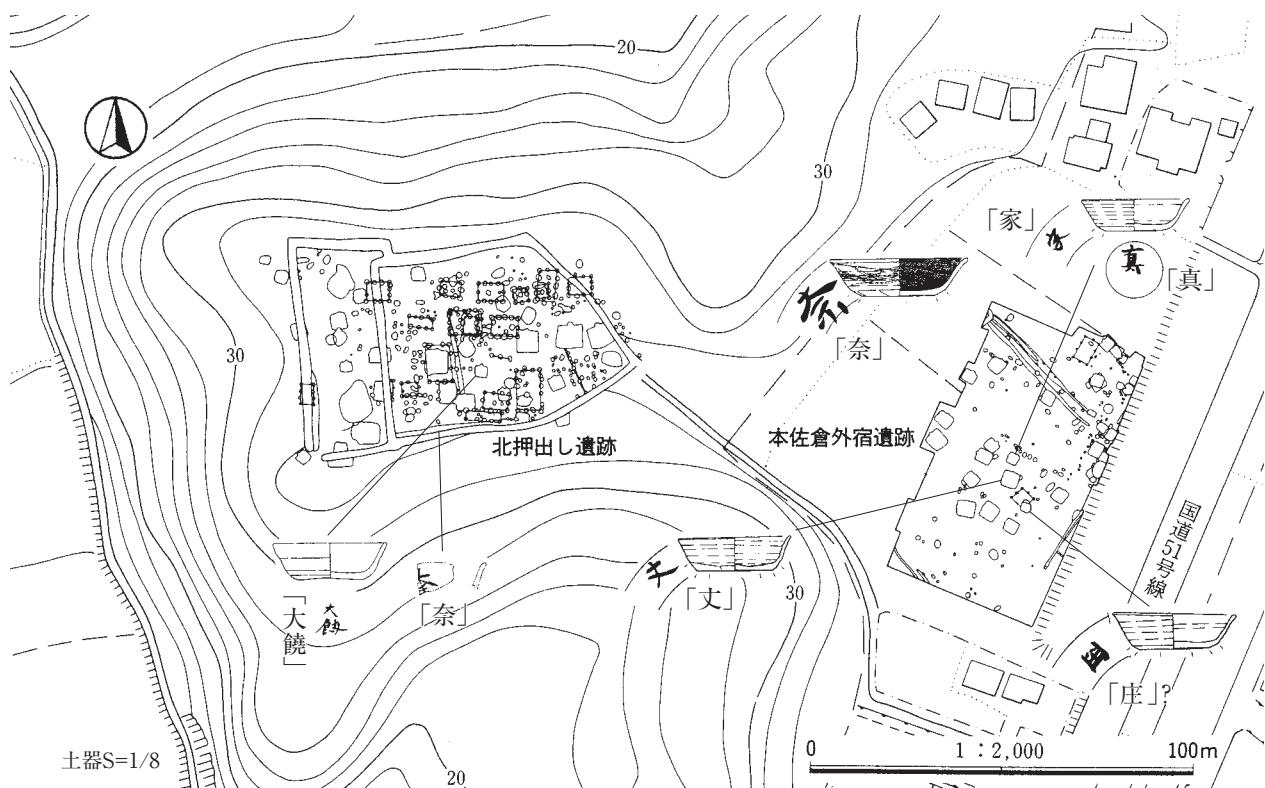
遺物は、鉄製品の総数は26点で、鎌・穂摘具はともに5点に増加する。3期と同様に北西の谷側に分布する堅穴住居跡群から集中して出土しており、稻作を担った集団であることをより鮮明にしている。鎌は、第3建物群の(12) SI003から2点、北側の(9) SI202、南側の(13) SI636、(15) SI004から各1点出土している。3期のように第3建物群の有力者が全体を統括するのではなく、自立化した複数の集団に分かれたようにも解釈できる。強固な馬蹄形の分布が崩れたのは、そのような労働力の分散による集落全体の紐帶の弱まりも一因と考えられる。紡錘車は南側の堅穴住居跡2軒から1点ずつ出土した。

墨書は、「三倉」(第6図16)が大半を占めることに変わりはない。「三」「主」はみられなくなる。南西側の(19) SI677、(19) SI680からは「福善」「善」などの吉祥句が出土している。祭祀の場が集落の南西端に移ったことがわかる。ほかには「佐山」「万呂」「□小人」「庄」(第6図13・14)、「奈」(第6図15)、「酒」「日」「山」「原」「十」「六」などが出土している。

4期より後の遺構・遺物は、近世まで、遺跡内のみ



第7図 尾上木見津・駒詰遺跡（網かけ部：奈良・平安時代）



第8図 北押出し遺跡・本佐倉外宿遺跡

ならず周辺においても検出されていない。

7 周辺の遺跡との関係について（第1図）

前述したように高崎川を挟んだ対岸に位置する尾上木見津・駒詰遺跡（第7図）からは、通常の集落遺跡でみられないような大型の掘立柱建物跡や祭祀跡、遺

物が検出されている。祭祀跡からは複数の焼土跡が検出され、周辺から「奈」「奈野」「奈野 神奉」などの墨書が記された大量の壺などの土器、鎌、鋤先、銅製の帶金具などが出土した。市原市稻荷台遺跡においても同様な墳丘を利用した火焚きを伴う祭祀跡が検出さ

れており、国衙・王臣家を主体に行われたものと考えられている²⁸⁾。

陶器類についてみると、二彩椀は出土例が少なく、平城京城の大寺院や地方の寺院からなどの出土が主体で、ほぼ完形に復元された出土品は初例である。三彩陶枕の出土は、千葉県では2例目である。緑釉陶器は9世紀前半代の京都産が23点出土しているが、こちらも東国ではあまり例のない出土量である。いずれも直接宮都において取得されたものと思われる。

多くの威信財を供する火焚きを伴う祭祀、高級陶器の所有はいずれも宮都的な色彩が強く、郡領層などの地方の在地首長・豪族が独自に成したものではないと思われる。二彩椀の入手経路を考えると、大寺院との直接的な結びつきが不可欠であり、墨書の「奈」を「奈良」を示すものと解釈した場合、南都の寺院との関係の中で成立した莊園に関わる遺跡と考えられている²⁹⁾。実態としては、県内における初期莊園として知られる上総国藻原莊・田代莊³⁰⁾を所有した藤原春継のように、国司任期終了後も京へ戻らず留めし、莊園經營にあたった貴族が少なからずおり、そのような土着化した王臣貴族の居處ではないかと憶測するものである。

墨書「奈野」「奈」は、飯積原山遺跡のほかに、新橋高松遺跡³¹⁾、寺沢遺跡³²⁾、本佐倉外宿遺跡³³⁾(第8図)、北押出し遺跡³⁴⁾(第8図)からも出土している。いずれも同時期に営まれた集落で、高崎川中流域における繋がりのある集団を表す文字と捉えられる。

本佐倉外宿遺跡は東側に、古代東海道が通り、竪穴住居跡20軒、掘立柱建物跡2棟が検出され、「庄」とみられる墨書も出土している。北押出し遺跡は、同じ台地上の100m東側の高崎川の支谷近くに位置し、掘立柱建物跡19棟以上と大型の竪穴住居跡が方向を揃えて「ロ」字状に分布している。飯積原山遺跡の第1建物群に酷似しており、2遺跡を併せて初期莊園の性格をもった集落と考えられる。

墨書銘の共有関係、遺構・遺物の格差から考えると、尾上木見津・駒詰遺跡は高崎川中流域に展開した莊園の中枢部で、飯積原山遺跡、北押出し遺跡・本佐倉外宿遺跡など複数の經營拠点を配していたと予測できる。

おわりに

飯積原山遺跡は、8世紀後葉～9世紀中葉の短期間に営まれ、区画溝による方格地割に庄所、寺院、居宅、村落などの施設が計画的に配置された初期莊園で、開

発段階から終焉に至る景觀・内部構造の変化の過程が明らかになった。周辺遺跡との関係も併せてみると、大寺院や王臣貴族が地方の豪族と結託して未開地の開発を行い私有化し、地方支配機構に依存して經營され、律令体制の崩壊とともに10世紀までに衰退していったという、初期莊園の特徴に合致する様相を読み取ることが可能である。

労働力については、初期莊園は莊民不在で、周辺の班田農民の小作である賃租によるという理解³⁵⁾と異なり、開発・耕営を担った村落が庄所近くに形成され、墨書「三倉」の共有関係などから莊園に専属することが明確である。前稿ではその所以を浮浪・逃亡した農民を寄住させた王臣家領莊園に求めたが³⁶⁾、村落の中核に在地有力層が居を構え、労働力の編成を主導していた状況が窺知された。8世紀中葉から後葉にかけて印旛沼南岸域の集落が断絶することから考えると、自らの影響下にある農民を移住させた可能性があり、在地有力層の支配力が大きい東日本に特徴的な方³⁷⁾を示しているのかもしれない。

飯積原山遺跡は、東国において初期莊園のほぼ全容が判明した希少な調査事例であり、周辺遺跡も含めて多くの注目すべき内容を有している。本稿によりその重要性が周知され、さらなる分析がなされることによって、初期莊園の実態解明に寄与することを期待するものである。

注

- 1) (公財) 千葉県教育振興財団 2013『酒々井町飯積上台遺跡1－酒々井南部地区埋蔵文化財調査報告書1－』、(公財) 千葉県教育振興財団 2014a『酒々井町飯積原山遺跡1－酒々井南部地区埋蔵文化財調査報告書2－』、(公財) 千葉県教育振興財団 2014b『酒々井町飯積原山遺跡2－酒々井南部地区埋蔵文化財調査報告書3－』、(公財) 千葉県教育振興財団 2015a『酒々井町飯積上台遺跡2・飯積原山遺跡3・柳沢牧墨木戸境野馬土手－酒々井南部地区埋蔵文化財調査報告書4－』、(公財) 千葉県教育振興財団 2015b『酒々井町飯積原山遺跡4－酒々井南部地区埋蔵文化財調査報告書5－』
- 2) 富里村史編纂委員会 1978『新橋遺跡発掘調査報告』
- 3) (財) 印旛都市文化財センター 1995『墨木戸』、(財) 印旛都市文化財センター 1999『墨木戸遺跡(第2次)』
- 4) (財) 印旛都市文化財センター 1997『墨新山遺跡』
- 5) (財) 印旛都市文化財センター 1988『下台遺跡・尾上藤木遺跡A・B地区発掘調査報告書』、(財) 印旛都市文化財センター 1988『尾上藤木遺跡D地区発掘調査報告書』、(財) 印旛都市文化財センター 1990『尾上藤木遺跡C地区発掘調査報告書』
- 6) (財) 印旛都市文化財センター 1991『尾上出戸遺跡』
- 7) (公財) 印旛都市文化財センター 2014『尾上木見津遺跡(第

2・3地点) 駒詰遺跡(第2~7・9地点)』

- 8) 千葉県教育委員会 1987『佐倉市長熊廃寺跡確認調査報告書』
- 9) (財)印旛郡市文化財センター 1993『高岡遺跡群』
- 10) 田中広明 2003『地方の豪族と古代の官人』柏書房,p.128
加藤貴之 2004「高岡遺跡群の再検討－古代官衙と集落のはざま－」『研究紀要』4 (財)印旛郡市文化財センター
- 11) (財)印旛郡市文化財センター 1985『北大堀・猿神楽場遺跡発掘調査報告書』
- 12) (財)印旛郡市文化財センター 1996『本佐倉外宿遺跡』,pp.5-6
- 13) 千葉県教育振興財団 2015a、前掲書,pp.232-238
- 14) 宇野隆夫 2001『莊園の考古学』青木書店,p.101
- 15) 建物群の区分、方位による建物の類型分類は、糸川道行氏の分析結果によるもので、筆者が若干の修正を加えたものである。今回さらに報告時の見解を変更した点もある。千葉県教育振興財団、前掲書2014a,pp.400-412、千葉県教育振興財団、前掲書2015b,pp.229-240
- 16) 藤井一二 1985「莊園絵図と莊園遺跡」『月刊考古学ジャーナル』No241 ニューサイエンス社,p.5
- 17) 井上尚明 2014「多彩な地方官衙と庄家・庄宅」『古代官衙』ニューサイエンス社,p.322
- 18) 松村恵司 1983「古代稻倉をめぐる諸問題」『奈良国立文化財研究所創立30周年記念論文集 文化財論叢』同朋社,pp.566-568
- 19) 松村、前掲論文,pp.560-561
- 20) 篠崎謙治 2010『馬小屋の考古学』高志書院
- 21) 篠崎、前掲書,pp.161-165
- 22) 田中、前掲書,pp.192-198
- 23) 山中敏史 1994『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房, pp.60-66
- 24) 藤井一二 1986『初期莊園史の研究』塙書房,pp.366-373
- 25) 石毛彩子 2007「古代豪族居宅の構造－官衙・集落との比較から－」『古代豪族居宅の構造と機能』独立行政法人奈良文化財研究所,p.308
- 26) 藤井、前掲書,p.210
- 27) 金子裕之編 1989『古代史復元9 古代の都と村』講談社, pp.51-52
- 28) 西野雅人 2010「市原市稻荷台遺跡の円丘祭祀(1)－北斗降臨地から宗教施設へ－」『房総の考古学』史館同人
- 29) 阿部寿彦 2010「尾上木見津遺跡(第2地点)・駒詰遺跡(第2地点)－「奈野」って何なの？－」『第14回遺跡発表会発表要旨』(財)印旛郡市文化財センター
- 30) 戸田芳実 1975「九世紀東国莊園とその交通形態－上総国藻原莊をめぐって－」『政治経済史学』No110 日本政治経済史研究所
- 31) (財)印旛郡市文化財センター 1997『新橋高松遺跡』
- 32) 日本文化財研究所 1977『寺沢遺跡』
- 33) 印旛郡市文化財センター、前掲書1996
- 34) 酒々井町北押出し遺跡調査会 1978『北押出し遺跡』
- 35) 小口雅史 1991「莊園と村落」『日本村落史講座4 政治I』雄山閣,p.199
- 36) 千葉県教育振興財団、前掲書2015a,pp.247-248
- 37) 宇野、前掲書,pp.51-56